



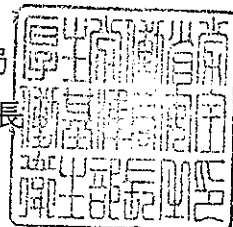
基安発0806第7号

平成27年8月6日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長



平成27年下半期の安全衛生対策の推進について（周知依頼）

貴会におかれましては、日頃より安全衛生行政へのご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況につきましては、昨年は上半期に被災者数が前年比で大幅に増加し、8月の労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策をはじめとする関係各位の精力的な取組の結果、下半期においては災害は減少しましたが、残念ながら通年では、死亡災害、休業4日以上之死傷災害ともに前年を上回る結果となり、中でも死傷災害は平成21年以降5年連続で増加となりました。平成27年上半期は死亡災害、死傷災害とも減少傾向にあるものの、第12次労働災害防止計画（平成25年から平成29年までの5か年計画）の目標達成に向けて、更なる取組が必要です。

業務上疾病についてみると、平成26年度の過重労働による脳・心臓疾患の労災支給決定件数において、道路貨物運送業が業種別で第1位、自動車運転従事者が職種別で第1位を占めており、過重労働対策及び職場におけるメンタルヘルス対策が重要な課題となっています。また、陸上貨物運送事業では平成27年上半期において腰痛が196件と対前年比で約10%増加している状況です。

このため、厚生労働省においては、平成27年度「全国労働衛生週間」（準備期間：9月1日～30日、本週間：10月1日～7日）、過労死等防止啓発月間（11月）等の機会をとらえ、平成27年下半期を通して職場の健康と安全の取組を促進していくこととしております。

貴協会におかれましては、会報、ホームページ、会合等関係事業者が参集する機会などにおいて、傘下の会員事業場に対し、平成26年の業務上疾病や転倒災害等の発生状況、平成27年下半期の重点的な取組をご周知いただくとともに、業界一体となって、特に下記重点事項に取り組んでいただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 荷役作業における墜落・転落災害防止対策

ア 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全対策の推進

イ 荷役作業の安全対策化に向けて、荷主等による荷役作業に係る書面化の推進

## 2. 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全対策の推進

## 3. 転倒災害防止対策

転倒災害の防止を重点とした安全活動、安全衛生教育の実施（4 S活動、KY活動、危険の「見える化」の推進、雇入れ時教育の徹底）

## 4. 過重労働による健康障害防止対策

ア 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

イ 健康管理体制の整備、健康診断の実施等

ウ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施

エ 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

## 5. メンタルヘルス対策

ア 平成27年12月1日に施行される改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に係る取組への準備

イ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進

## 6. 腰痛予防対策

ア 重量物取扱い作業、車両運転等の作業での腰痛のリスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

イ 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施

## 7. 安全衛生優良企業公表制度の推進

安全衛生優良企業公表制度を周知し認定申請を勧奨していただきたいこと。

まずは各事業場で厚生労働省ホームページの安全衛生優良企業の自己診断サイトにアクセスして、自社の安全衛生に係る取組状況を確認していただきたいこと。

（本年9月～11月の3か月間は「安全衛生優良企業重点周知啓発キャンペーン」期間

として行政において重点的な周知を行います。)